



各 位

平成 18 年 11 月 16 日

会 社 名 株式会社ネットプライス
代表者名 代表取締役社長 佐藤 輝英
(コード番号 3328 東証マザーズ)
問合せ先 執 行 役 員 中村 浩二
経営管理本部長
(TEL. 03-5739-3350)

定款一部変更に関するお知らせ

本日開催されました取締役会において、平成18 年12月18日開催予定の定時株主総会において、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

定款変更案 1

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同第 87 号、以下「整備法」という)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 当社グループの事業拡張に伴い第 2 条に目的事項の追加を行うものであります。
- ② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することができるようにするための規定を新設するものであります。
- ③ 取締役会の機動的な運営を図るため、その決議について書面又は電磁的記録によりその承認を行うことを可能にするための規定を新設するものであります。
- ④ 整備法において、定款に定めがあるものとみなされた事項について、変更案第 8 条、第 17 条、第 30 条、第 41 条のとおり明記するものであります。
- ⑤ 今後、社外取締役を採用する場合に、優秀な人材を広く確保することを可能とするために、責任限定契約を締結できるよう変更案第 29 条第 2 項を新設するものであります。
なお、社外取締役の責任限定契約に関しての変更案第 29 条第 2 項の新設については、予め監査役全員の同意を得ております。
- ⑥ 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、変更案第 40 条第 2 項を新設するものであります。
- ⑦ その他「会社法」、「整備法」、「会社法施行規則」、の施行にともない、引用する法律条文の用語の変更を行うとともに、規定の明確化、文句の修正、条文の新設による必要な条数の繰り下げ、条文の追加、削除等の整備を行うものであります。

定款変更案 2

平成18年11月7日付けの「会社分割による持株会社体制への移行について」にてお知らせのとおり、当社は、平成19年2月1日付け（予定）にて持株会社体制に移行することを計画しております。それに伴い、商号、目的事項及び公告の方法の変更をするものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙1及び別紙2の（新旧対照表）のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年12月18日（月）（予定）

定款変更案1の効力発生日 平成18年12月18日（月）（予定）

（平成18年12月18日開催予定の定時株主総会にて承認可決された時に変更）

定款変更案2の効力発生日 平成19年2月1日（木）（予定）

（平成18年12月18日開催予定の定時株主総会に付議する第1号議案 定款一部変更の件及び第4号議案吸収分割契約書承認の件株主総会で承認可決され、かつ、「吸収分割契約書承認の件」が株式会社ネットプライスファイナンスで承認可決することを条件として、「吸収分割契約書承認の件」に係る会社分割の効力発生日をもって変更）

以上

別紙 1

定款変更の内容 （定款変更案 1）

下線__部分は変更箇所であります。

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 （商号） 第 1 条 当社は、株式会社ネットプライスと称し、 英文では netprice, ltd. と表示する。 （目的） 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～66. （条文省略） 67. 携帯電話、その他各種携帯端末の販売及びその取 次<u>および</u>リース （新設） 68. 前各号に関連する業務のコンサルティング及び業 務受託 69. 前各号に付帯する一切の業務 （本店の所在地） 第 3 条 （本文諸略） （公告の方法） 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行 う。 第 2 章 株式 （発行する株式の総数） 第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、155,040 株 とする。	第 1 章 総 則 （商号） 第 1 条 当社は、株式会社ネットプライスと称し、 英文では netprice, Ltd. と表示する。 （目的） 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～66. （現行どおり） 67. 携帯電話、その他各種携帯端末の販売及びその取 次<u>及び</u>リース <u>68. ベンチャー企業に対する投資</u> <u>69. 有価証券の取得及び保有</u> <u>70. 会社の合併並びに技術、販売、製造等の業務提携 の仲介及び斡旋</u> <u>71. 投資顧問業</u> <u>72. 経営に関するコンサルタント業</u> <u>73. 融資、保証および債権買取りを含めた信用供与</u> <u>74. 投資業務の経理、総務事務及び審査業務の受託</u> <u>75. 電気通信事業法に基づく電気通信事業</u> <u>76. 電気通信事業に係るシステム及びソフトウェアの 開発、製造、保守の受託、販売並びに賃貸</u> <u>77. 前各号に関連する業務のコンサルティング及び業 務受託</u> <u>78. 前各号に付帯する一切の業務</u> （本店の所在地） 第 3 条 （現行どおり） （公告方法） 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方 法により行う。 第 2 章 株式 （発行可能株式総数） 第 5 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、155,040 株と する。

(自己株式の買付け) 第6条 当社は、<u>商法第211ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。</u> (名義書換代理人) 第7条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u> ② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> ③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、<u>端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u> (新設) (株式取扱規程) 第8条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、<u>株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録及び端株の買取りその他株式及び端株に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u> (基準日) 第9条 当社の<u>定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ）とする。</u> ② <u>前項及び本定款に定める他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、もしくは同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使することができる株主、登録質権者又は端株主とする。</u>	(自己の株式の取得) 第6条 当社は、<u>取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> (株主名簿管理人) 第7条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> ② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u> ③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社株式においては取扱わない。</u> (株券の発行) 第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> (株式取扱規程) 第9条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> (基準日) 第10条 当社は、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> ② <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。</u>
--	--

第3章 株主総会 (株主総会の招集時期及び招集) <u>第10条</u> 定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、<u>その必要がある場合に随時これを招集する。</u> ② 当会社の株主総会は、本店所在地もしくはその隣接地、<u>または東京都各区内のいずれかに</u>において招集する。 (招集者及び議長) <u>第11条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、<u>その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</u> (新設) (決議の方法) <u>第12条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u> ② <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u> (議決権の代理行使) <u>第13条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。</u> (新設) (議事録) <u>第14条</u> 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 ② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日か	第3章 株主総会 (株主総会の招集時期及び招集) <u>第11条</u> 定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 ② 当会社の株主総会は、本店所在地もしくはその隣接地、<u>又は東京都各区内のいずれかに</u>において招集する。 (招集権者及び議長) <u>第12条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> ② <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u> (決議の方法) <u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② <u>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u> (議決権の代理行使) <u>第14条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。 ② <u>前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</u> (議事録) <u>第15条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。 (削除)
--	---

<u>ら10年間本店に備え置き、その謄本を5年間 支店に備え置く。</u>	
(新設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
	<u>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
第4章 取締役及び取締役会 (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置)
	<u>第17条 当会社は、取締役会を置く。</u>
(取締役の員数) <u>第15条 (条文省略)</u>	(取締役の員数) <u>第18条 (現行どおり)</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
<u>第16条 取締役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	<u>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新設) <u>②</u> 取締役の選任決議については、累積投票によらない。	<u>②</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>③</u> 取締役の選任決議については、累積投票によらない。
(取締役の任期)	(取締役の任期)
<u>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>	<u>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>② 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	(取締役会の招集権者及び議長) <u>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</u> <u>② 取締役社長に事故がるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u>

(取締役会の招集) <u>第 18 条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。 ② 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに<u>その通知</u>を発する。ただし、緊急の<u>必要ある</u>ときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の方法) 第 19 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。 (新設) (代表取締役) <u>第 20 条</u> 取締役会の決議により、代表取締役を定める。 (新設) (役付取締役) <u>第 21 条</u> 取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。 (業務執行) <u>第 22 条</u> 取締役会長は、当会社の業務を統轄し、取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役は取締役社長を補佐して、その業務を執行する。また、常務取締役は取締役社長を補佐して、その業務を分掌する。 ② 取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。	(取締役会の招集通知) <u>第 22 条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の方法) <u>第 23 条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 (取締役会の決議の省略) <u>第 24 条</u> 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の<u>取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (代表取締役及び役付取締役) <u>第 25 条</u> 取締役会の決議により、代表取締役を選定する。 ② <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u> ③ <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (削除) (削除)
--	---

(取締役会の議事録) <u>第 23 条</u> 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 ② <u>取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。</u> (取締役会規程) <u>第 24 条</u> (条文省略) (報酬及び退職慰労金) <u>第 25 条</u> 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。 (取締役の責任免除) <u>第 26 条</u> 当社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> (新設) 第 5 章 監査役及び監査役会 (新設) (監査役の数) <u>第 27 条</u> (条文省略) (監査役の選任) <u>第 28 条</u> 監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新設)	(取締役会の議事録) <u>第 26 条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 (削除) (取締役会規程) <u>第 27 条</u> (現行どおり) (取締役の報酬等) <u>第 28 条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) <u>第 29 条</u> 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 426 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> ② <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第 427 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</u> 第 5 章 監査役及び監査役会 <u>(監査役及び監査役会の設置)</u> <u>第 30 条</u> 当社は、監査役及び監査役会を置く。 (監査役の数) <u>第 31 条</u> (現行どおり) (監査役の選任) <u>第 32 条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行</u>
---	--

(監査役の任期) <u>第 29 条</u> 監査役の任期は、就任後 4 年<u>内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>ただし</u>、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。 (常勤監査役) <u>第 30 条</u> 監査役はその互選により、<u>常勤監査役を 1 名以上置かなければならない。</u> (監査役会の招集) <u>第 31 条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する<u>ものとする</u>。但し、緊急の<u>必要があるときは</u>、この期間を短縮することができる。 (監査役会の決議方法) <u>第 32 条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行う</u>。 (監査役会の議事録) <u>第 33 条</u> 監査役の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名<u>を行う。</u> ② <u>監査役会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置く。</u> (監査役会規程) <u>第 34 条</u> (条文省略) (報酬及び退職慰労金) <u>第 35 条</u> 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。 (監査役の責任免除) <u>第 36 条</u> 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u>	<u>う。</u> (監査役の任期) <u>第 33 条</u> 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤監査役) <u>第 34 条</u> 監査役は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知) <u>第 35 条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。<u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (監査役会の決議の方法) <u>第 36 条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (監査役会の議事録) <u>第 37 条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u> (削除) (監査役会規程) <u>第 38 条</u> (現行どおり) (監査役の報酬等) <u>第 39 条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役の責任免除) <u>第 40 条</u> 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 426 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
--	---

(新設)	② <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第 427 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(新設)	<u>第 6 章 会計監査人</u> <u>(会計監査人の設置)</u>
(新設)	<u>第 41 条 当社は会計監査人を置く。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の選任)</u> <u>第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の任期)</u> <u>第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに間する定時株主総会締結の時までとする。</u> ② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
<u>第 6 章 計 算</u> <u>(営業年度)</u> <u>第 37 条 当社の営業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</u>	<u>第 7 章 計 算</u> <u>(事業年度)</u> <u>第 44 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。</u>
<u>(利益配当)</u> <u>第 38 条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎営業年度末日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</u>	<u>(期末配当金)</u> <u>第 45 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u>
<u>(中間配当)</u> <u>第 39 条 当社は、取締役会の決議により毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎年 3 月 31 日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して、中間配当をすることができる。</u>	<u>(中間配当金)</u> <u>第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u>

(配当金の除斥期間) <u>第 40 条</u> <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日</u> <u>から、3 年経過してもなお受領されないとき</u> <u>は、当会社は、その支払義務を免れる。</u> <u>第 7 章 附 則</u> <u>(附則)</u> <u>第 1 条</u> <u>第 4 条 (公告の方法) 及び第 6 条 (譲渡制限)</u> <u>削除の定めは、平成 16 年 1 月 1 日より効力</u> <u>を生ずるものとする。</u>	(配当金の除斥期間) <u>第 47 条</u> <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日</u> <u>から、満 3 年経過しても受領されないとき</u> <u>は、当会社はその支払義務を免れる。</u> <u>②</u> <u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息</u> <u>をつけない。</u> (削除) (削除)
---	--

別紙2

定款変更の内容 (定款変更案2)

(下線 部分は変更箇所であります。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、株式会社ネットプライスと称し、英文では <u>netprice, Ltd.</u> と表示する。 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～78. (条文省略) (公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法</u>により行う。 (新設)	(商号) 第1条 当社は、株式会社<u>ネットプライスドットコム</u>と称し、英文では <u>netprice.com, Ltd.</u> と表示する。 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う株式又は持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、並びに次の事業及び関連する事業を営むことを目的とする。 1. ～78. (現行どおり) (公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告</u>により行う。 ② <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u> <u>第8章 附 則</u> <u>(附則)</u> <u>第1条、第2条及び第4条の変更は、平成19年2月1日から実施する。</u> <u>なお、本附則は、平成19年2月1日経過後これを削除する。</u>